

社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会
日中一時支援事業契約書別紙兼重要事項説明書

当事業所は長岡市の登録を受けています。
(事業者番号 第 1560200451 号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者自立支援法第 77 条に基づき事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所の概要

(1) 事業者

法 人 名	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	設 立 年 月	昭和 26 年 9 月 1 日
所 在 地	新潟県長岡市表町 2 丁目 2 番地 2 1		
電 話 番 号	0 2 5 8 - 3 2 - 1 4 4 2	F A X 番 号	0 2 5 8 - 3 3 - 6 0 0 4
代 表 者 名	会 長 野 口 正 博		

(2) 事業所の概要

事業所の名称	長岡市日中一時支援事業デイサービスセンターサンパルコなかのしま		
長岡市登録日	平成 21 年 7 月 1 日 (事業者番号 1 5 6 0 2 0 0 4 5 1)		
所 在 地	新潟県長岡市中野中甲 1 6 6 6 番地 2 長岡市サンパルコなかのしま内		
電 話 番 号	0 2 5 8 - 6 6 - 0 6 8 8	F A X 番 号	0 2 5 8 - 6 6 - 0 6 8 9
開 設 年 月 日	平成 21 年 7 月 1 日	管 理 者	渡 辺 一 司
利 用 定 員	4 名	通 常 の 事 業 実 施 地 域	長 岡 市

2. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日から日曜日 (年中無休) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分
備 考	ただし、上記による以外に必要であると認める時は、本事業を実施します。

3. 主な職員の配置状況 (令和 6 年 7 月 1 日現在)

当事業所では、ご利用者様に対して、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
管理者	1 人 (1 人)		統括 (管理者業務専従)
生活相談員	3 人 (3 人)		利用者の受け入れ等
介護職員	15 人 (7 人)	2 人 (2 人)	介護計画に沿ったサービス提供の実施等
看護職員	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	利用者の健康チェック、看護等
機能訓練指導員	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	介護計画に沿ったサービス提供の実施等
管理栄養士		1 人	献立作成、栄養管理
調理員	2 人	1 人	調理
自動車運転員		1 人	利用者の送迎

※ () 内は、兼務職員数になります。

4. 事業所が提供するサービスの内容（日中一時支援サービス）と利用料金

知的障害者又は障害児に対して、次にあげるサービスを適切に提供することにより、日中における活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行います。サービスの利用にあたっては、あらかじめ長岡市より支給決定を受けていることが必要です。

ア 日常生活の支援

（ア）排泄 （イ）着脱 （ウ）整容 （エ）入浴 （オ）食事

イ 医療および健康管理

（ア）健康管理 （イ）服薬管理

ウ 社会的活動の支援

（ア）日常生活支援 地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援
（イ）余暇活動

エ 送迎

オ 相談援助

（１）上記サービスの利用に対しての利用者負担額は、長岡市障害者地域生活支援事業給付費等の支給に関する規則に定める額となります。

（２） サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する次の費用は、給付対象ではありませんので、費用をお支払いいただきます。

- ①食材料費 300円／回
- ②おむつ代 実費
- ③その他の日常生活費 実費

5. 利用の中止、変更、追加

①利用予定前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。ただし、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先 0258-66-0688

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

③サービス利用を中止した場合のキャンセル（利用取消）料はいただきません。

6. 相談窓口・苦情窓口

①サービスに関する相談については、以下の相談窓口で受け付けています。

相談・苦情窓口	電話番号	0258-66-0688	FAX番号	0258-66-0689
	受付時間	8:30～17:30		
	責任者	管理者 渡辺 一司		

②公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

長岡市役所 福祉課	所在地	長岡市大手通1丁目4番地10		
	所管	障害支援係	受付時間	8:30～17:30
	電話番号	0258-39-2218	FAX番号	0258-32-0160
新潟県福祉 サービス運営 適正化委員会	所在地	新潟市上所2丁目2番2号		
	所管	新潟県社会福祉協議会	受付時間	9:00～17:00
	電話番号	025-281-5609	FAX番号	025-282-0303

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の第三者委員にも申し立てることができます。

第 三 者 委 員	伊 部 登	電話番号 0258-37-0089
	加 藤 徹	電話番号 0258-75-2263

13. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
当該結果の開示状況	なし

7. 個人情報の利用

当事業所は、利用者の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

(1) 介護・福祉サービスのために

- ①当事業所での障害福祉サービスの提供
- ②他の介護・福祉サービス施設等との連携、照会への回答

(2) 障害福祉サービス費用等の請求のために

- ①障害福祉サービス費審査支払い機関への給付費請求書の提出
- ②障害福祉サービス費審査支払い機関または保険者からの照会への回答

(3) 事業所管理運営業務のために

- ①利用者の受け入れ等の管理
- ②事故等の報告
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への届出等
- ④障害福祉サービスや業務の維持・改善のための資料
- ⑤事業所等において行われる学生等の実習への協力
- ⑥外部監査機関・評価機関等他の事業者等への情報提供

(4) 上記各号に関わらず、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合は利用できるものとします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の障害者生活支援センター等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止のための研修の実施
- (4) 成年後見制度利用の支援
- (5) 虐待防止に関する責任者及び責任者及び担当者の設置
- (6) 虐待が発生した場合の市町村への速やかな通報及び市町村等が行う虐待等に対する調査等への協力

1 1. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 2. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 事業所の稼働状況や積雪及び災害等の状況により、ご希望の日時や予定されていた日時にサービスの提供ができない場合があります。その場合は他の利用日時を提示するなど協議させていただきます。
- (5) 他の利用者、職員、外来者に対して不当な要求、暴力、いやがらせ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他施設管理者が不当と認める行為は禁止します。

他の利用者、職員、外来者に対して、本人家族等の許可なく写真、動画の撮影をし、音声を録音し、これらをインターネットをはじめ公表する行為は禁止します。なお、施設内で撮影等をするときは、あらかじめ施設管理者の許可を得てください。